

令和8年度第2回 公益通報委員会

令和8年7月
兵庫県財務部

令和8年度第2回公益通報委員会

日時：令和8年7月17日（金）13時30分～

場所：オンライン開催

[報告事項]

- 1 通報事案の対応報告・・・・・・・・・・資料 1
- 2 制度改善に向けた取組・・・・・・・・・・資料 2
- 3 アンケート調査の結果報告・・・・・・・・・・資料 3

[協議事項]

- 1 R8年度実施計画の取組・・・・・・・・・・資料 4
- 2 公益通報事案の公表・・・・・・・・・・資料 5

令和 8 年度公益通報の受付状況（第 1 四半期）

(1) 令和 8 年度（第 1 四半期受付状況）

令和 8 年 4 月から 6 月までの公益通報受付件数は 9 件（内部通報 6 件、外部通報 3 件）であり、このうち 6 件を受理。

	受付件数	受理件数	不受理件数
内部通報	6 件	3 件	3 件
外部通報	3 件	3 件	0 件

※令和 8 年 6 月末現在

(2) 公益通報制度対象外案件の内訳

令和 8 年 4 月から 6 月までに県政改革課に寄せられた案件のうち、本制度の対象外案件は 10 件（内部 6 件、外部 4 件）。

	合計	国機関関係	市町関係	教委関係	制度非該当
内部通報	6 件	0 件	2 件	3 件	1 件
外部通報	4 件	1 件	2 件	0 件	1 件

【参考】令和 7 年度実績

前回 4/30 の報告後、継続調査中の 7 件（内部通報 4 件、外部通報 3 件）が終結し、継続調査案件は 2 件となった。
この間、前回よりも是正措置件数は、5 件増加（内部通報 3 件、外部通報 2 件）し、是正措置件数は 17 件となった。

	受付件数	受理件数	不受理件数	是正措置件数	継続調査件数
内部通報	34 件	17 件	17 件	8 件	1 件
外部通報	28 件	24 件	4 件	9 件	1 件

○庁内イントラネットへの意見募集フォームの開設（R8.5～）

制度改善に関する職員意見を募集する匿名フォームを開設、継続的な制度改善（PDCA）に活用

※制度改善に関するご意見の募集

公益通報制度については、より利用しやすく、実効性のある仕組みとするため、継続的な見直しを行っています。制度の運用や周知等に関して、「分かりにくい点がある」「こうした方がよいのでは」といったお気づきの点や改善のご提案がございましたら、簡単な内容でも構いませんので、下記までお寄せください。

▼意見提出先（匿名フォーム） <https://forms.office.com>（職員のみが自由投稿可）

○公益通報制度に関する主な意見（R8.6.15研修アンケート）

公益通報対応業務従事者等に対する研修において、制度改善に関する職員の意見を聴取

【制度運用】

- ・複数の法律にまたがる場合には、どのように調査するのが難しい
- ・公益通報と一般的な苦情との線引きが難しい

【体制整備】

- ・制度内容が難しいため、専門の職員や法制に詳しい法務文書課などの専門性が必要
- ・モニタリングを通じた継続的な制度改善（PDCA）の実施

【教育周知】

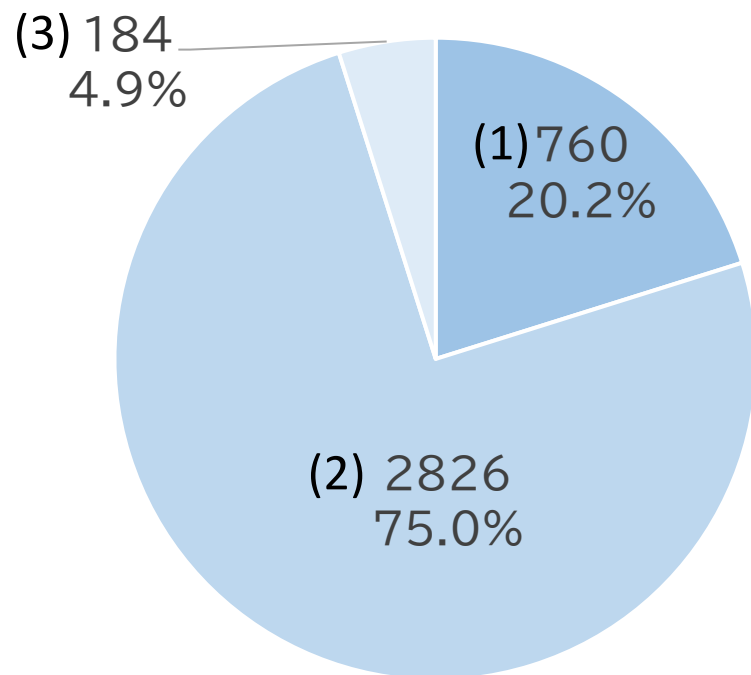
- ・より多くの職員に対して、制度理解の促進が必要
- ・公益通報制度はとても重要なので、全庁的にさらに周知を図るべき

アンケート調査の結果報告①

資料 3-1

本調査は、兵庫県職員を対象とした「内部管理制度認知度調査」の一環として、公益通報制度に関する認知状況及び利用可能性を把握することを目的として実施したものである（回答数：3770名）。

質問 1：【公益通報制度の認知度】 あなたは本県の公益通報制度を知っていますか。



- （１）公益通報制度の内容（対象となる事案や通報後の流れ、通報者の保護等）や利用方法を知っている
- （２）制度の存在を知っているが、内容や利用方法までは詳しくは知らない
- （３）制度の存在自体を全く知らなかった

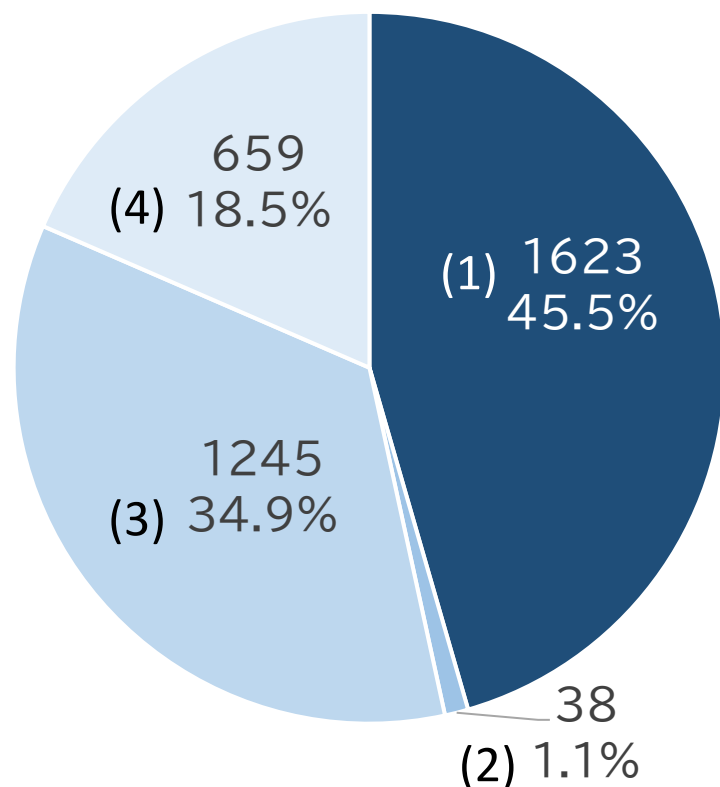
【調査結果】

- ・ 制度の存在に関する認知度は95.2%
- ・ 制度内容を理解している職員は20.2%

【回答内訳】

- (1) 内容を理解している： 760人（20.2%）
- (2) 存在のみ知っている： 2,826人（75.0%）
- (3) 存在自体を知らない： 184人（4.9%）

質問 2 : 【質問 1 で(1)(2)とお答えした人にお聞きします。】
その情報をどのようなルートで知りましたか。



- (1) 主に、業務に関連する情報として伝達を受けた (通知、職場研修等)
- (2) 公的な相談窓口又は上司・同僚から自分の悩みを相談した際に、相談先から教示された
- (3) 業務外の情報 (ホームページ等) から知った
- (4) どのような方法で知ったかは覚えていない

【調査結果】

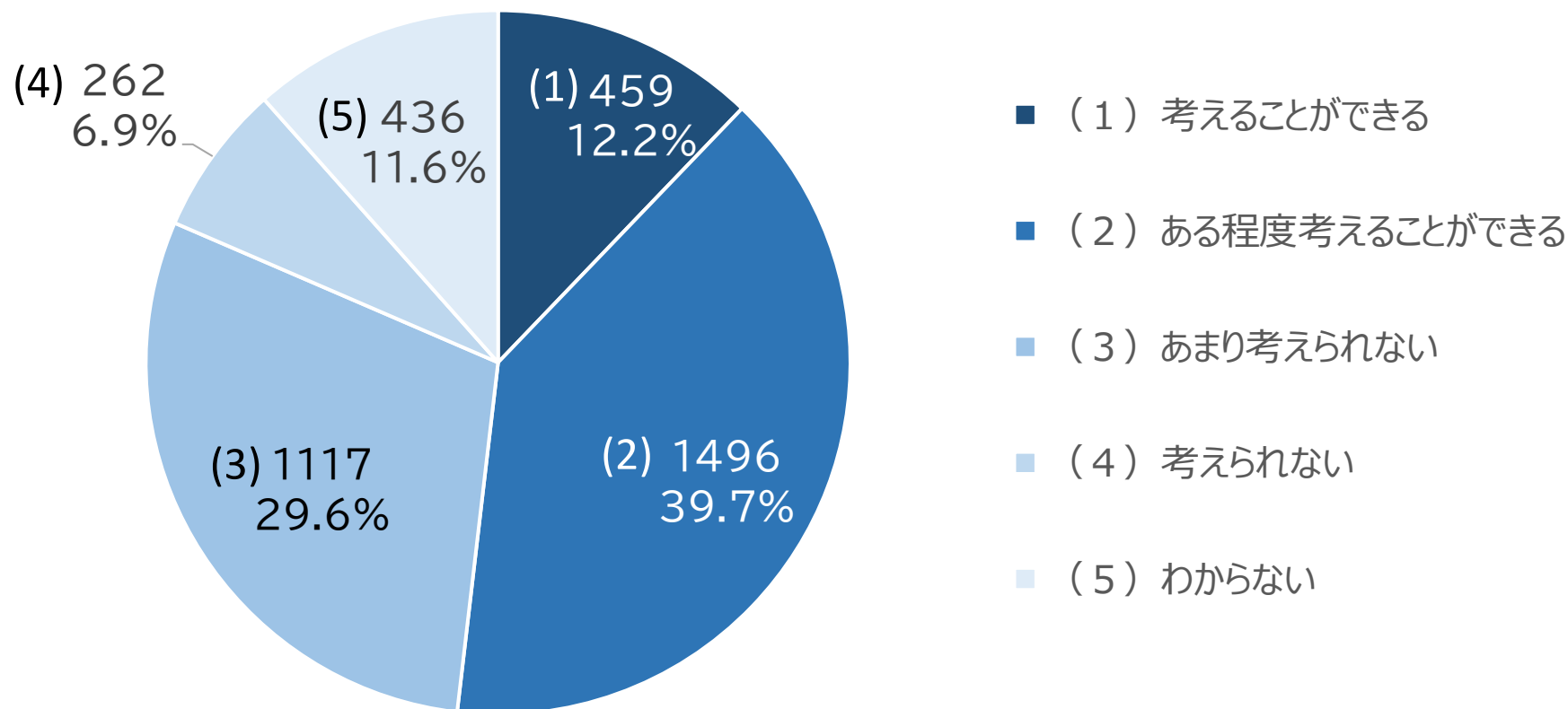
- ・主たる認知経路は業務内からの情報伝達であるが、業務外からの情報も一定の割合を占める
- ・相談窓口を通じた認知は限定的である

【回答内訳】

- (1) 業務関連情報 : 1,623名 (45.5%)
- (2) 相談先が教示 : 38名 (1.1%)
- (3) 業務外の情報 : 1,245名 (34.9%)
- (4) 覚えていない : 659名 (18.5%)

質問 3 :【公益通報制度の利用可能性】

職務の中で不適切と思われる事案に接した場合、
解決手段の一つとして公益通報制度の利用を考えることができますか。



【調査結果】

- ・過半数の職員（51.9%）が利用可能と回答
- ・一定数の職員（36.6%）が消極的な回答
- ・わからないと回答（11.6%）

【回答内訳】

- (1)(2) 利用は可能 : 1,955名 (51.9%)
- (3)(4) 利用は消極的 : 1,379名 (36.6%)
- (5) わからない : 436名 (11.6%)

アンケート調査の結果報告④

肯定的 ←			否定的 →		
利用意向	考えることができる	ある程度考えることができる	あまり考えられない	考えられない	わからない
認知度					
内容を理解している 760名	28.2% (214名)	43.8% (333名)	17.5% (133名)	6.7% (51名)	3.8% (29名)
制度の存在のみ知っている 2,826名	8.1% (230名)	39.2% (1,108名)	33.1% (935名)	7.2% (202名)	12.4% (351名)
全く知らない 184名	8.2% (15名)	29.9% (55名)	26.6% (49名)	4.9% (9名)	30.4% (56名)

【調査結果】

制度内容を理解している職員は、利用意向が他層より高い

- ・「内容を理解している」層は、利用意向に72%が肯定的な回答をした
- ・「制度の存在のみ知っている」層は、利用意向に47.3%が肯定的、40.3%が否定的な回答をした

【調査結果】

（１）制度の認知度・理解度

制度認知度は高い水準にあるが（95.2%）、内容理解が不十分な状況にある（79.8%）

（２）制度の周知方法

業務に関連した通知、研修等（45.5%）、ホームページ等（34.9%）で認知されている一方で、実際の相談等を契機とした制度認知は低い状況にある（1.1%）

（３）制度の活用

「存在のみ認知」層が多い（75.0%）が、同層においては、利用に消極的な回答が多い
制度内容まで理解している職員は、利用意向を示す割合が他層に比べて高い



【方向性】

制度運用上の課題は、「周知不足ではない」ことは明らかになったが、
制度の内容理解が組織内に浸透しているとはいえない状況にあるため、
公益通報の制度理解の促進に向け、階層別研修（R8.4～）に加えて、
幹部研修（R7.5～）、実務対応者向けに特化した研修を継続的に実施

① 公益通報対応従事者等に対する実務研修

1 研修目的

公益通報者保護法や法定指針の改正内容や制度運用上の留意点について理解を深め、兵庫県職員として公益通報を適切に対応できる実務的判断力を養うことを目的とする。

2 実施日時

令和 8 年 6 月 15 日（月） 13:10～15:30

3 実施場所

ひょうご女性交流館501

4 研修講師

淑徳大学副学長 日野勝吾教授

5 受講者（30名）

- ・内部通報における公益通報対応業務従事者等
- ・外部通報の処分又は勧告等の権限を有する所管課の職員

6 研修内容

- ・公益通報者保護法に基づく実務運用（1号及び2号通報）
- ・地方公共団体における制度運用・実務上の留意点 等
（講義及びワークショップ形式のケーススタディを含む）



② 公益通報に係る県幹部職員研修

1 研修目的

幹部職員に対し、公益通報制度の適切な運用と通報者保護の重要性について理解を深めるとともに、通報対応における留意点を再認識し、実践的な対応力を身に付けるための研修を実施する。

2 実施日時

令和 8 年 6 月 29 日（月） 16:30～17:30

3 実施場所

中央労働センター大ホール

4 研修講師

東町法律事務所 中村健人

5 受講対象者（150名）

- ・R7.4.2～R8.4.1の間に本庁の部長及び次長級相当に昇任した職員
（公益通報者保護制度における制度運用上の留意点や実務的判断等を学ぶ）

6 研修内容

- ・公益通報者保護制度の運用
- ・実務における留意点等

※政策会議構成員を対象として、
5月22日（金）にも同内容で実施



①②の研修ともに、
庁内通知システムにて
すべての職員に周知し
制度理解を促進

公益通報体制の整備（R8年度実施計画）

資料 4

法の趣旨を踏まえ、通報者保護や法令遵守の徹底を図り、県民の公益の保護に資するとともに、組織の活性化・健全化を図り、より透明で公正な県民に信頼される県政を推進する。

区分	R8年度実施計画	R8年度取組状況（第1四半期）
制度 周知	▶ 県HPの充実（透明性の確保） ・公益通報事案に関する公表内容の充足 ・年4回以上のモニタリング結果の公表 ・通報者に適切な窓口を教示 ▶ 職員向け庁内イントラの充実（教育・周知） ・よくある質問Q & Aの充足 ・マニュアルや研修資料等の充足 ▶ 制度チラシ作成、自治研修所での配布	▶ 県HPの充実 ・モニタリング結果を県ホームページ公表（R8.5） ・第1回及び第2回のモニタリングを実施（R8.4、R8.7） ・県教委に県立学校等への周知徹底を依頼（R8.5） ▶ 職員向け庁内イントラの充実 ・R8.6.15研修レジューメ及び動画を掲載（R8.6） ・上記の研修を庁内通知システムで全職員に周知（R8.6） ▶ 自治研修所（階層別研修）で公益通報研修を実施
体制 整備	▶ 制度改善の職員アンケート実施 ▶ 職員等が制度改善提案できる体制の整備 ▶ 外部窓口の運用状況モニタリング ▶ 通報事案の対応状況 ・すべての通報事案の対応状況に関するモニタリング ・外部専門家による通報者の聴取調査	▶ 全職員にアンケートを実施（R8.6） ▶ 庁内ポータルサイトにwebフォームを開設（R8.5） ▶ 外部窓口の運用状況モニタリング（未実施） ▶ 通報事案の対応状況 ・すべての通報事案の対応状況に関するモニタリング ・外部専門家による通報者の聴取調査（未実施）
教育 啓発	▶ 自治研修所による階層別研修（R8～） ▶ 幹部職員向けの研修実施（R8.5、R8.6） ▶ 改正後の法定指針・ガイドラインを全庁共有 ▶ 県内市町向けの研修を実施 ▶ 全庁通知システムによる制度等周知（適宜）	▶ 自治研修所の階層別研修、実務者研修を実施（R8.6） ▶ 幹部職員向けの研修実施（R8.5、R8.6） ▶ 改正後の法定指針・ガイドラインを全庁共有 ▶ 県内市町向けの研修を実施（未実施） ▶ 研修動画を周知（R8.6）

公益通報事案の公表

(1) 通報事案の例外的公表

是正措置等を行った事案のうち、県民の信頼性確保及び県政の透明性向上に資すると認められる重要な事案は、通報事案の概要を公表できると規定している（要綱第30条）。

当該規定に対象となり得る事案については、公益通報委員会で審議した後において、①通報内容、②調査内容（概要）、③調査結果（概要）、④措置結果を公表する。

(2) モニタリング内容の公表

本委員会として調査結果及び措置対応を審議し、公表内容を確認した後に公表する。

当該事案については、モニタリング結果についてもあわせて公表する。

なお、通報事案の公表は、通報者保護を前提とした範囲に限ることとする。

区分	①通報内容	②調査内容	③調査結果	④措置結果
通常	○ 概要	× 公表なし	○ 事実の有無のみ	○ 概要
例外	◎ 詳細	○ 概要	○ 概要	◎ 詳細